尼崎市創業安定化支援事業補助要綱取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市創業安定化支援事業補助要綱(平成 28 年 4 月 1 日実施。以下「要綱」という。)第 12 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 要綱第3条第2項第3号に規定する市税とは、次に定めるものとする。
 - (1) 法人 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税
 - (2) 個人 市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税

(補助金の交付の申請)

- 第3条 要綱第6条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、初年度にあっては、 次の各号に掲げる書類を、次年度以降にあっては、第1号及び第2号の書類を添えて市長 に提出しなければならない。
 - (1) 納税を証明する書類
 - ア 尼崎市税の場合

市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)

イ 尼崎市税以外の場合

市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)又は次に掲げるもの。

- (ア) 法人にあっては、法人市民税及び事業所税の納税証明書(申請日前1年間における納期到来分)並びに固定資産税及び軽自動車税の納税証明書(申請日の属する年度の前年度分)。
- (イ) 個人にあっては、市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の納税証明書 (申請日の属する年度の前年度分)。
- (2) 直近期の決算書
 - ア 法人にあっては、貸借対照表・損益計算書
 - イ 個人にあっては、所得税申告決算書(貸借対照表・損益計算書を含む)等(写し)
- (3) 代表者名や事業の内容等が確認できるもの
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)
 - イ 個人にあっては、税務署への開業届け出書又は県税、市税に係る開業申告書等(いずれも控えの写し)
- (4) 賃貸借契約書(写し)
- (5) 許認可証等(写し)(許認可等を必要とする業種の場合のみ)

(請求時提出資料)

第4条 要綱第8条の規定により補助金の請求をする者は、オフィス管理者が発行する賃料 納入証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定変更申請)

第5条 要綱第 9 条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、変更事項にかかる 証明書類(商業登記簿、定款、賃貸借契約書等)を添えて市長に提出しなければならない。

付 則

(実施日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。